

令和 5 年度（2023 年度）

札幌市介護サービス事業所等感染症対策費補助金交付要綱

令和 5 年 6 月 30 日

保健福祉局長決裁

**（趣旨）**

第 1 条 この要綱は、介護サービス事業所等が、新型コロナウイルスの感染等によりサービス提供に必要な職員が不足した場合でもサービスの継続が求められること等から、本事業により、新型コロナウイルスの感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善を支援することを目的として、予算及び内示額の範囲内で、必要なかかり増し経費の一部等を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

**（定義）**

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 介護サービス事業所等

通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、福祉用具貸与事業所、居宅療養管理指導事業所

## (2) 交付要綱

「令和5年度(2023年度)緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業費補助金交付要綱」をいう。なお、補正予算により交付金の交付を行うために要綱が別途示されている場合等、特段の定めがある場合は、別途示されている要綱を交付要綱とする。

## (3) 実施要綱

「令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱」をいう。なお、補正予算により交付金の交付を行うために要綱が別途示されている場合等、特段の定めがある場合は、別途示されている要綱を実施要綱とする。

## (4) 交付金事業

令和5年度(2023年度)緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業費補助金の交付金額算定の対象となる事業をいう。

## (5) 補助事業者

第3条に掲げる補助対象事業を実施する者をいう。

### (補助対象事業)

第3条 この要綱に基づく補助の対象事業は、交付金事業のうち、緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業とする。

### (補助対象者の要件)

第4条 この要綱に基づく補助事業者は、前条に規定する事業を行う事業所であって、交付要綱の2に定めるところによる。

### (補助対象経費)

第5条 この要綱に基づく補助の対象とする経費は、交付要綱の3に定めるところによる。

### (補助額の算定方法)

第6条 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 交付要綱の別表に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

### (交付の条件)

第7条 この要綱による補助金の交付の決定には、次の各号に定めるところにより条件を付すものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を札幌市に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別記様式1により速やかに、

遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。

- (8) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

#### (交付等の申請)

第8条 この要綱により補助金を受けようとする補助事業者は、様式1による申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項に定める申請書の提出期限は、各年度の補助事業等の内容を考慮し、市長がその都度指定する。

3 この補助金の交付決定後の事情の変更等により申請の内容を変更して内容変更申請等を行う場合は、別に指示する期日までに様式5により行うものとする。この場合において、補助金の交付条件に反する変更は承認しない。

#### (交付決定)

第9条 市長は、前条第1項に定める交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認める場合は、予算及び内示額の範囲内で補助金額を決定し、様式2により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条第3項に定める内容変更申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助内容の変更を承認することが適当であると認める場

合は、予算及び内示額の範囲内で補助金額を決定し、様式 6 により申請者に通知するものとする。

### **(事業実績報告)**

第 10 条 補助金の交付決定を受けた補助事業者は、事業完了後 1 月以内（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から起算して 1 月以内）又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、様式 3 による実績報告書を市長に提出しなければならない。ただし、事業の年度繰越が承認された場合は、別に指示する期日までにこれを行うものとする。

### **(補助金の確定)**

第 11 条 市長は、前条に定める実績報告書の提出を受けたときは、事業内容を審査し、適正に実施されたと認める場合は、予算及び内示額の範囲内で補助金額を確定し、様式 4 により補助事業者に通知するものとする。

### **(補助金の精算交付の申請)**

第 12 条 第 8 条及び第 10 条の規定にかかわらず、補助金の交付の申請時において既に補助事業を完了している場合にあつて、精算交付を受けようとする者（以下「精算交付申請者」という。）は、補助金交付申請兼実績報告書（様式第 7 号）に市長が別に定める必要書類を添えて、市長が別に定める期限までに申請及び報告しなければならない。

2 市長は、前項の申請及び報告があつたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、第 7 条第 1 項第 4 号から第 8 号に掲げる条件その他必要な条件を付して、予算及び内示額の範囲内で補助金の交付を決定するとともに、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付決定兼交付確定通知書（様式第 8 号）により精算交付申請者に対して通知するものとする。

### **(補助金の交付時期)**

第 13 条 この要綱による補助金は、第 11 及び 12 条の規定による補助交

付額の通知後、速やかに補助金を交付するものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、事業の執行状況に応じて概算により交付することができる。

### **(補助事業に係る調査等)**

第14条 市長は、必要があると認めたときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づき、随時状況の調査を行い、又は必要な事項について報告を求めることができる。

### **(補助金の取消し)**

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。
- (4) 補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供したとき。
- (5) 当該事業の介護保険指定事業者でなくなったとき。

### **(補助金の返還)**

第16条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその超える部分の返還を命ずるものとする。

### **(違約加算金)**

第17条 補助事業者は、第15条の規定により補助金の交付決定の全部又

は一部を取り消され、その返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年 10.95%の割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

#### **（延滞金）**

第 18 条 補助事業者は、補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

#### **（財産処分による収入の取扱い）**

第 19 条 市長は、補助事業者がこの要綱による補助金の交付を受けて行った事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を本市に納付させることができる。

#### **（委 任）**

第 20 条 この要綱の実施に当たり、定めのない事項は交付要綱の例により実施するものとし、その他の必要な事項は高齢保健福祉部長が定める。

#### **附 則**

- 1 この要綱は、令和 5 年 6 月 30 日から施行する。